

光華女子学園セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程

(平成 13 年 3 月 27 日 制定)

改正 平成 15 年 7 月 25 日 平成 19 年 7 月 23 日

平成 23 年 9 月 1 日

令和 4 年 4 月 1 日 改訂

(目的)

第 1 条 この規程は、セクシュアル・ハラスメントの防止のための措置及びセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し必要な事項を定めることにより、光華女子学園において、すべての学生等及び教職員に安全で快適な環境のもと、学習教育、研究及び就業の機会並びに権利を保障することを目的とする。

(定義)

第 2 条 セクシュアル・ハラスメントとは、他の者の意に反する性的な言動であり、本人が意図するとせざるとにかかわらず、他の者にとって不快な性的言動として受け止められ、他の者にさまざまな不利益を与えたり、不快感、脅威、屈辱感を与えることによって学習教育・研究現場及び就業環境を悪化させることをいう。

(適用範囲)

第 3 条 この規程は、次の各号に掲げる本学園の教職員及び学生等すべての者を対象として適用し、およそ被害を申し出た者又はその行為を行ったとされる者が本学園の教職員及び学生等と認められるならば、キャンパスの内外を問わない。

(1) 教職員とは、理事長、理事、監事、学園長、学長、校長、園長、教員、非常勤講師、事務職員、技術職員、嘱託職員、委託契約職員、非常勤職員等をいう。

(2) 学生等とは、園児、児童、生徒、学生、大学院学生、科目等履修生、研究生等本学園において修学する者をいう。

2 この規程は、学生等の保護者、本学園と職務上の関係を有する関係業者等に準用する。

(理事長、学園長、学長、校長、園長の責務)

第 4 条 理事長、学園長、学長、校長、園長は、すべての学生等及び教職員に安全かつ平等な学習、教育、研究及び就業の権利を保障するために、この規程が定めるセクシュアル・ハラスメントの全学園的対策について責任を負う。

(部局長等の責務)

第 5 条 副学長、研究科長、学部長、学群長、専攻科長、短期大学部長、教務部長、学生部長、学園事務局長等の全ての部局長及び監督責任を有する教職員(以下「部局長等」という。)は、防止啓発活動や必要な研修の実施及び日常の職務を通じた指導により、セクシュアル・ハラスメントに関し、教職員及び学生等の注意を喚起し、セクシュアル・ハラスメントに関する認識を深めさせ、セクシュアル・ハラスメントを防止し排除しなければならない。

2 部局長等は、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合、この規程に則り、適切、迅速、公正に対応する責任を負う。

(教職員及び学生等の権利及び責務)

第6条 教職員及び学生等は、セクシュアル・ハラスメント等不快な人権侵害を受けた場合、この規程に則り、本学園に救済を求める権利を有する。

- 2 教職員及び学生等は、この規程の趣旨を理解し、セクシュアル・ハラスメントの防止、排除に努め、学内、学外を問わず相互に人格を尊重し、個人の尊厳を侵害してはならない。また、セクシュアル・ハラスメントを目撃したり、相談を受けた場合、傍観してはならない。

(委員会等)

第7条 本学園に、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する委員会等を置く。

- 2 委員会等に関する必要な事項は、別に定める。

(禁止行為)

第8条 就業規則第19条により定めた服務規律について、就業規則第3条の教職員の義務を遂行するとともに、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 容姿及び身体上の特徴に関する不必要な発言
- (2) 性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問
- (3) わいせつ図画の閲覧、配付、掲示
- (4) セクシュアル・ハラスメントに係るうわさの流布
- (5) 不必要な身体への接触
- (6) セクシュアル・ハラスメントに係るプライバシーの侵害
- (7) 性的な言動により、学生等の修学意欲や他の教職員の就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為
- (8) 交際・性的関係の強要
- (9) その他、相手方及び他の学生等、教職員に不快感を与える性的な言動

(懲戒)

第9条 前条に掲げる禁止行為に該当する事実が認められた場合は、就業規則施行細則第7条に基づき懲戒処分を行う。

- 2 就業規則施行細則第8条第1項の行為を行ったとき、譴責、減給、又は停職に処す。
- 3 前項で懲戒を受けたにもかかわらず、改善の見込みがないと認められたとき、及び就業規則施行細則第8条第2項の行為を行ったとき、諭旨解雇又は懲戒解雇に処すことがある。
- 4 本規程第5条第2項に規定する責務を怠った部局長等に、第6条第2項に規定する責務を怠った教職員及び学生等に対し、厳正なる措置(教職員には懲戒を含む)を講ずる。

(不利益扱いの禁止)

第10条 理事長、学園長、学長、校長、園長、部局長等及びその他の教職員は、セクシュアル・ハラスメントに関する申し出、当該申し出に対する調査への協力、その他セクシュアル・ハラスメントに関して、この規程の趣旨に則り、正当な対応をした教職員及び学生等に対して、そのことにより不利益な扱いをしてはならない。

(アカデミック・ハラスメント等への準用)

第11条 この規程は、アカデミック・ハラスメント等セクシュアル・ハラスメントに相当する人権侵害行為にも準用する。

(その他)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第 13 条 この規程は、必要に応じて、適切な改正を行う。

2 この規程の改廃については、別に定めるセクシュアル・ハラスメント防止委員会で審議する。

附則

1 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 11 年 9 月 20 日付光華女子学園におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程は、平成 13 年 3 月 27 日付で廃止する。

附則(平成 15 年 7 月 25 日)

この規程は、平成 15 年 7 月 25 日から施行する。

附則(平成 19 年 7 月 23 日)

この規程は、平成 19 年 7 月 23 日から施行する。

附則(平成 23 年 9 月 1 日)

この規程は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附則(令和 4 年 4 月 1 日)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。